



2026年 7月24日

各位

会社名 ReYuu Japan株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO

谷口 領

(東証スタンダード: 9425)

問合せ先 執行役員 企画管理部長

武本 遼祐

電話番号 03-6230-9388

URL <https://www.reyuu-japan.com/>

新株予約権付社債発行プログラム設定契約に基づく 第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に 関するお知らせ

当社は、2026年5月20日公表の「新株予約権付社債発行プログラム設定契約の締結、並びに当該プログラムに基づく第三者割当による転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行及び第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ」（以下「当初プレスリリース」といいます。）、2026年5月21日公表の「（訂正）新株予約権付社債発行プログラム設定契約の締結、並びに当該プログラムに基づく第三者割当による転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行及び第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ」及び2026年5月27日公表の「（再訂正）「新株予約権付社債発行プログラム設定契約の締結、並びに当該プログラムに基づく第三者割当による転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行及び第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ」の一部訂正について」で公表いたしましたとおり、2026年5月20日開催の取締役会において、Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund（以下「LCA0」といいます。）、MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC（以下「MAP246」といいます。）及びBEMAP Master Fund Ltd.（以下「BEMAP」といい、LCA0、MAP246及びBEMAPを個別に又は総称して、以下「割当予定先（LC）」といいます。）との間で、新株予約権付社債発行プログラムの設定に係る契約（以下「新株予約権付社債発行プログラム設定契約」といいます。）を締結すること並びに割当予定先（LC）に対して、当該契約により設定された新株予約権付社債発行プログラム（以下「本プログラム」といいます。）に基づく第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下あわせて「本新株予約権付社債」といいます。）を発行することについて決議しております。

当社は、本日開催の取締役会において、本プログラムに基づく第三者割当のうち、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第3回新株予約権付社債」といいます。）に関して、その発行及び具体的な発行条件を改めて決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、当初プレスリリースにおいては、第3回新株予約権付社債について、払込金額の総額の上限を180,000,000円としておりましたが、新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、第1回乃至第3回新株予約権付社債に係る転換株式数の合計が2,500,000株を超えない範囲で発行することとされております。このため、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債に係る転換株式数を踏まえ、当該上限の範囲内で発行可能な第3回新株予約権付社債の社債総額を115,000,000円、払込金額の総額を103,500,000円とすることといたしました。

記

1. 本プログラムに基づく第3回新株予約権付社債の発行の概要

<第3回新株予約権付社債>

(1)	社債の名称	ReYuu Japan 株式会社第3回無担保転換社債型新株予約権付社債
(2)	払込期日	2026年8月10日
(3)	新株予約権の個数	20個
(4)	社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額 103,500,000 円（各本社債の金額 100 円につき金 90 円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(5)	当該発行による潜在株式数	558,251 株
(6)	調達資金の額	総額 金 103,500,000 円
(7)	転換価額	206 円 第3回新株予約権付社債の転換価額は、2027年2月10日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値。以下「修正日価額」という。）が、当該修正日に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、修正日価額に修正される。但し、修正日価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。下限転換価額は 206 円とする。
(8)	転換期間	2026年8月11日から2028年8月10日まで
(9)	募集方法	第三者割当による
(10)	割当予定先	LCAO 418,689 株 MAP246 55,825 株 BEMAP 83,737 株
(11)	利率	該当事項はありません。
(12)	利払日	該当事項はありません。
(13)	償還期限	2028年8月10日
(14)	償還価額	額面 100 円につき金 100 円
(15)	その他	当社は、割当予定先との間で、第3回新株予約権付社債に関し、その発行を条件として、次の内容の譲渡制限を含む、新株予約権付社債発行プログラム設定契約を締結しています。 ① 譲渡制限 第3回新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 また、当社は、金融商品取引法に基づく第3回新株予約権付社債の募集に係る届出の効力発生後に、割当予定先との間で、第3回新株予約権付社債に係る総数引受契約を締結する予定であります。

2. 募集の目的及び理由

当初プレスリリースの「Ⅰ. 本資金調達の概要 1. 新株予約権付社債発行プログラム設定契約の内容」及び「Ⅱ. 本資金調達の目的及び理由 1. 募集の目的及び理由」をご参照くだ

さい。

第3回新株予約権付社債については、上記のとおり、新株予約権付社債発行プログラム設定契約に定める転換株式数の上限管理を踏まえ、当初予定していた払込金額の総額の上限180,000,000円から、払込金額の総額103,500,000円へ変更しております。もっとも、本資金調達は、本プログラム設定時に予定していた資金使途の範囲内で、当社の中期事業戦略におけるM&Aを含む資本業務提携に充当するものであり、引き続き当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと判断しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
103,500,000	—	103,500,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額は、2026年5月20日付で提出した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、第5回新株予約権及び第6回新株予約権に係る有価証券届出書に記載しておりますが、他の費用項目と合算して開示しているため、第3回新株予約権付社債の発行諸費用のみを表示することが困難であることから、当該有価証券届出書をご参照ください。

2. 上記払込金額の総額には、既に発行した第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債に係る払込金額は含まれておりません。第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債については、払込金額の総額はいずれも180,000,000円です。

3. 発行諸費用の概算額は、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<第3回新株予約権付社債>

具体的な使途	金額 (千円)	支出予定時期
① M&Aを含む資本業務提携及び子会社株式の取得に関わる費用	103,500	2026年8月～2028年6月
合計	103,500	—

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、当社の銀行口座にて管理いたします。

2. 第3回新株予約権付社債で調達する資金は、今後の状況に応じ、適宜見直しを行う可能性があります。見直しを行う場合には、速やかに開示いたします。

① M&Aを含む資本業務提携及び子会社株式の取得に関わる費用

当社は、リユースモバイル端末事業を中核とし、調達・販売・再生・流通を一体化したバリューチェーンの構築を推進しております。近年、リユースモバイル市場は、新品端末価格の上昇やコスト志向の高まりを背景に拡大を続けており、当社においても販売台数および売上高は増加基調にあります。

当社が策定した中期事業戦略においては、リユース事業における収益性の改善および事業領域の拡張を通じた成長を基本方針としております。具体的には、修理・リサイクル事業への展開、EC機能の強化、法人向けサービスの拡充等により収益基盤の強化を図るとともに、M&A及び事業提携を通じてサプライチェーンの統合や新たな事業機会の獲得を進めていく方針としております。

具体的には、既存リユース事業の収益性向上および差別化を図る観点から、修理機能およびリサイクル機能の強化・内製化を目的としたM&Aを推進してまいります。第一に、修理事業領域においては、モバイル端末のリファビッシュ能力の高度化を目的として、端末修理、検品、データ消去、品質保証等の技術を有する企業との提携または取得を検討しております。本領域においては、約5億円規模の案件を実施することを想定しております。これにより、再生工程

の内製化を進め、処理スピードの向上、品質の均一化、原価低減を実現するとともに、収益率の改善を図ってまいります。

第二に、リサイクル事業領域においては、使用済端末の部品回収、資源リサイクル等を行う事業者との提携または取得を検討しております。本領域においては、約 10 億円規模の案件を実施することを想定しております。これにより、再販が困難な端末の処理コストの低減に加え、資源価値の回収による新たな収益機会の創出を図るとともに、環境負荷低減といった E S G 観点での価値創出にも取り組んでまいります。

さらに、中期事業戦略における新規事業領域の拡張に資する観点から、A I ・デジタル領域や周辺サービス領域における M & A および資本業務提携についても、機動的に検討を進めてまいります。これにより、既存事業とのシナジー創出および事業ポートフォリオの高度化を図ってまいります。

当該 M & A または資本業務提携の規模については、上記のとおり、対象事業の特性および案件規模に応じて設定する方針としておりますが、個別案件の進捗状況や市場環境等を踏まえ、複数案件への分散投資も含め、柔軟かつ機動的に実行する方針であります。対象企業については、当社事業とのシナジー、収益性、技術力等を総合的に勘案し選定してまいります。

なお、当社においては、現時点で複数の M & A 案件の検討を進めており、その中には具体的な協議が進行している案件も含まれております。これらの案件は、前述の修理機能およびリサイクル機能の強化・内製化や、新規事業領域の拡張に資するものであり、当社の中期事業戦略の実行に直結するものと位置付けております。

もっとも、これらの案件については、デューデリジェンスや条件交渉の結果により、実行に至らない可能性や、投資規模・実行時期が変動する可能性があることから、特定の案件への充当を前提とするのではなく、一定の投資余力をあらかじめ確保しておくことが重要であると判断しております。

このため、第 3 回新株予約権付社債第三者割当による資金調達により、上記の検討中案件への対応に加え、その後の見込み案件も含めた機動的な M & A の実行を可能とする体制を構築することが不可欠であると判断しております。第 3 回新株予約権付社債第三者割当により調達する資金のうち 103,500 千円を本資金使途に充当する予定です。

また、今後の案件進捗や市場環境の変化に応じて投資判断を行うとともに、引き続き案件探索を継続し、中長期的な成長機会の獲得を目指してまいります。当社は、これらの戦略投資を通じて、既存事業の収益力強化と新たな成長領域の創出を両立し、付加価値創出型のリユースプラットフォーム企業への進化を図ることで、企業価値および株主価値の最大化を実現してまいります。

なお、当社は 2025 年 7 月 8 日付で発行した第 2 回新株予約権により、主として M & A 資金および運転資金の調達を企図しておりましたが、株価が行使価額を継続的に下回る状況が続いたことにより権利行使が進まず、当初想定していた資金調達が十分に実現していない状況にありました。

このような状況を踏まえ、当社は 2026 年 5 月 12 日付適時開示「第三者割当による第 2 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」及び 2026 年 6 月 3 日付適時開示「第三者割当による第 2 回新株予約権の取得及び消却の完了に関するお知らせ」でお知らせのとおり、第 2 回新株予約権の全量を取得及び消却し、資金調達手段の見直しを行っております。

その結果、特に優先度の高い修理領域における M & A および A I インフラ投資について、機動的な投資実行に必要な資金の確保が課題となっております。

このような状況を踏まえ、本第三者割当では、資金調達の確実性およびタイミングの観点から、確定的に資金調達が可能な新株予約権付社債と、株価動向に応じて段階的に資金調達が行われる新株予約権を組み合わせた設計としております。

具体的には、本新株予約権付社債により調達する資金については、発行時点で確実に資金化される特性を踏まえ、実行優先度の高い投資案件である修理領域における M & A および A I インフラ投資に充当する方針としております。

一方で、本新株予約権により調達する資金については、行使の進捗に応じて段階的に資金化される性質を有することから、M & A の将来の投資候補案件への対応、A I インフラ投資の拡

張、暗号資産関連投資及び運転資金等、柔軟かつ機動的な資金需要に対応するための資金として位置付けております。

当社は、このように資金調達手段の特性に応じて資金使途を整理することで、優先投資の確実な実行と中長期的な成長投資への対応を両立し、資本政策の機動性および実効性の確保を図ってまいります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載の使途に充当することにより、当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えています。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、第3回新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の引受契約に定められる予定の諸条件を考慮した第3回新株予約権付社債の価値評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（代表者：能勢元、住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号）（以下「TFA」といいます。）に依頼しました。TFAは、第3回新株予約権付社債の発行要項等に定められる予定の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年7月23日）の市場環境や割当予定先の転換行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（226円）、転換価額（206円）、ボラティリティ 59.54%、権利行使期間 2年、リスクフリーレート 1.435%、市場リスクプレミアム 9.4%、対指数 β 1.210）を置き、第3回新株予約権付社債の評価を実施しています。

当社は、第3回新株予約権付社債の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、第3回新株予約権付社債の発行価額を各本社債の金額 100 円につき金 90 円とすることを決定しております。また、第3回新株予約権付社債の転換価額について、割当先との協議により、下限転換価額と同額である 206 円に設定しております。当該当初転換価額は、発行決議日の直前取引日である 226 円から 8.85%のディスカウント、当該直前取引日までの 1 カ月間の終値平均である 210.81 円から 2.28%のディスカウント、当該直前取引日までの 3 カ月間の終値平均である 219.32 円から 6.07%のディスカウント、当該直前取引日までの 6 カ月間の終値平均である 277.13 円から 25.67%のディスカウントとなっております。

第3回新株予約権付社債の当初転換価額を 206 円に設定した理由は、当初予定していた発行決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額が、下限転換価額である 206 円を下回ったためです。当社は、本プログラムの設定時から、転換価額の下限を 206 円とし、当該下限転換価額を前提として最大交付株式数及び希薄化の規模を設定しておりました。このため、当初転換価額についても当該下限転換価額を下回らない 206 円とすることが、本プログラムにおける希薄化の上限を維持し、既存株主への影響を当初想定した範囲内に抑える観点から相当であると判断いたしました。

また、当社としても、今後のM&A、AI インフラ投資、暗号資産関連投資及び既存事業の運転資金等に係る資金需要に対し、機動的かつ確実に資金調達を実行する必要がある一方、直近の株価水準をそのまま反映した転換価額を設定した場合には、当初想定した最大交付株式数を超えて希薄化が拡大する可能性があります。以上を踏まえ、割当予定先との協議の結果、資金調達の実行可能性を確保しつつ、希薄化の上限を維持するため、当初転換価額を 206 円とすることには合理性があるものと判断いたしました。

なお、本プログラムでは、当社の財務状況、株価変動、資金調達の必要性及び割当予定先が負担する価格下落リスク等を踏まえ、割当予定先との協議の結果、当初転換価額を発行決議日の直前取引日の終値の 90%に相当する金額とすることを予定しておりました。また、当該ディスカウント率については、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」における考え方も参照し、10%を超えない範囲で設定したものです。本件においては、発行決議日の直

前取引日である 2026 年 7 月 23 日の当社普通株式の終値 226 円の 90%に相当する金額が下限転換価額 206 円を下回ったため、当初転換価額は 206 円となっております。当初転換価額 206 円は、当該終値 226 円に対して 8.85%のディスカウントとなります。当社は、上記に加え、第三者算定機関による本新株予約権付社債全体の価値評価及び当該評価を踏まえて決定した発行価額を総合的に勘案し、本新株予約権付社債の発行条件は割当予定先に特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当であると判断いたしました。また、第 3 回新株予約権付社債の転換価額については、2027 年 2 月 10 日を修正日として、当該修正日の直前取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、当該修正日に有効な転換価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該終値に修正される条件が付されております。ただし、当該修正後の転換価額が下限転換価額である 206 円を下回る場合には、修正後の転換価額は 206 円となります。

当該修正条件は、第 3 回新株予約権付社債の発行から約 6 か月後の一時点において、その時点の株価水準を転換条件に反映することにより、割当予定先にとって転換可能性に関する不確実性を一定程度低減しつつ、当社としても当初転換価額から過度に乖離した条件で転換が行われることを避けることを目的とするものです。また、修正は継続的又は随時行われるものではなく、2027 年 2 月 10 日の一度に限られており、かつ下限転換価額が設定されていることから、既存株主の利益に配慮した設計であると判断しております。以上を踏まえ、当社は、当該修正条件には合理性があるものと考えております。

当社は、第 3 回新株予約権付社債の発行価額について、T F A が算定した価値評価額（各社債の金額 100 円につき金 88.78 円）を基準として決定しております。当該価値評価額は、本社債が利息を付さないゼロクーポン債であることを前提に、利息相当の価値を反映して算定されたものであり、発行価額が額面金額を下回ることのみをもって、割当予定先に対して経済的利益を供与するものではないと判断しております。また、当社は、本社債に本転換社債型新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、当該新株予約権付社債全体の価値評価額及び本転換社債型新株予約権自体の金融工学に基づく評価結果等を総合的に勘案し、本新株予約権付社債の発行価額が T F A による価値評価額を基準として設定されていること、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、本新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

当該判断に当たっては、当社監査等委員 3 名全員（うち 3 名が社外監査等委員）から、T F A は当社と顧問契約関係等はなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること及び割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること並びに本新株予約権付社債の評価については、市場慣行に従った算定過程及び前提条件等に関して当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権付社債の発行が割当予定先に対して特に有利な価額等での発行に該当せず、適法である旨の意見表明を受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 6,900,000 株（議決権数 69,000 個）、本プログラムに基づき発行される第 1 回乃至第 3 回新株予約権付社債が全て転換した場合に交付される株式数は 2,393,811 株（議決権数 23,938 個）であり、これらの合計である 9,293,811 株（議決権数 92,938 個）の希薄化率（2026 年 4 月 30 日現在の当社の発行済株式総数である 7,106,900 株（総議決権数 68,727 個））は 130.77%（議決権における割合は、総議決権数の 135.23%）に相当します。

したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の 25%以上となることから、本新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当いたします。当社は、本資金調達に伴う希薄化率が大規模な第三者割当に該当する規模となる点について検討し、本資金調達により調達する資金を、本資金調達の主な目的及び理由にしたがって、成長資金に充当することは、今後の当社の成長及び企業価値の向上に資するものと考え、本資金調達を行うことを決定いたしました。また、本新株予約権及び本新株予約権付社債が全て行使又は転換された場合に交付される株式数 9,293,811 株に対し、取引所における当社普通株式の過去 6 か月における 1 日当たり平均出来高は 510,317 株であり、一定の流動性を有していると判断しております。さらに、当社は、取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員

会は、本資金調達の必要性及び相当性につき検討し、本資金調達が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、当社としては上記のような希薄化が生じるものの、今回の資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、希薄化の規模が合理的であると判断しました。

6. 発行要項
別紙のとおり。

以上

(別紙 1)

ReYuu Japan 株式会社
第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項

1. 募集社債の名称
ReYuu Japan 株式会社第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 募集社債の総額
金 115,000,000 円
3. 各社債の金額
金 5,750,000 円の 1 種。各社債の口数は 20 口とし、本社債は、各社債の金額を単位未満に分割することができない。
4. 本新株予約権付社債の券面
本新株予約権付社債については、社債券及び新株予約権付社債券は発行されない。
5. 払込金額
各社債の金額 100 円につき金 90 円
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
6. 新株予約権又は社債の譲渡
本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率
本社債には利息を付さない。
8. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
9. 申込期日
2026 年 8 月 10 日
10. 本新株予約権の割当日及び本社債の成立日
2026 年 8 月 10 日
11. 本社債の払込期日
2026 年 8 月 10 日
12. 募集の方法
第三者割当の方法により、それぞれ以下の通り割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	15 個
MAP246 Segregated Portfolio	2 個
BEMAP Master Fund Ltd.	3 個
13. 本社債の償還の方法及び期限
 - (1) 満期償還
本社債は、2028 年 8 月 10 日（償還期限）にその総額を各社債の金額 100 円につき金 100

円で償還する。但し、繰上償還の場合は、本項第(2)号に定める金額による。

(2) 繰上償還

(イ) 当社に生じた事由による繰上償還

① 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（以下に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

(i) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（第15項第(3)号(ハ)①(i)に定義される。以下同じ。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

(ii) (i)以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。以下同じ。）に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第15項第(3)号(ハ)③、⑤及び⑧に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第15項第(3)号(ハ)②乃至⑧に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、本号(イ)①に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

② 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から 15 日以内に通知の上、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

本号(イ)①及び②の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号(イ)①の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号(イ)②に基づく通知が行われた場合には、本号(イ)②の手続が適用される。

③ スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に）通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から 14 銀行営業日目以降 30 銀行営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

(ロ) 社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。また、本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、2027 年 8 月 10 日以降はいつでも、その選択により、当社に対して、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して 6 か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

(ハ) 当社の選択による繰上償還

当社は、2026 年 8 月 10 日以降、2028 年 8 月 10 日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債権者に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の 2 週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。

- (3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

14. 買入消却

- (1) 当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。
- (2) 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。
- (3) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

15. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計20個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
 - (イ) 種類
当社普通株式
 - (ロ) 数
本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (ハ) 転換価額
 - ① 転換価額
 - (i) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、当初、206円とする。なお、転換価額は本号(ハ)①(ii)及び(ハ)②乃至⑧に定めるところに従い修正又は調整されることがある。
 - (ii) 2027年2月10日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値。以下「修正日価額」という。）が、当該修正日に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限転換価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、206円とする（但し、下限転換価額は、本号(ハ)②乃至⑧に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。
 - ② 転換価額の調整
当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{調整後} & & \\
 \text{転換価額} & = & \text{調整前} \\
 & & \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}
 \end{array}$$

③ 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 時価（本号(ハ)⑥(ii)に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権、2026年5月20日の取締役会決議に基づくReYuu Japan株式会社第5回新株予約権、2026年5月20日の取締役会決議に基づくReYuu Japan株式会社第6回新株予約権、2026年5月20日の取締役会決議に基づくReYuu Japan株式会社第1回新株予約権付社債及び2026年6月19日の取締役会決議に基づくReYuu Japan株式会社第2回新株予約権付社債を除く。）（以下「取得請求権付株式等」という。）

調整後転換価額は、取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。但し、本(iii)に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表の上本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- (iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (v) 上記(i)乃至(iv)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iv)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された普通株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ④ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記⑤に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額（金 5,750,000 円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ⑤ (i) 「特別配当」とは、2028年8月10日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各本社債の金額（金 5,750,000 円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。
- (ii) 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- ⑥ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額を適用する日（但し、本号(ハ)③(v)の場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (iii) 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号(ハ)③に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に当該株式分割により割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- (iv) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額

の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

- ⑦ 本号(ハ)②及び④のうち複数の規定に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。
 - ⑧ 本号(ハ)③及び⑤の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
 - (i) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iv) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ⑨ 本号(ハ)①(ii)により転換価額の修正を行う場合、又は本号(ハ)②乃至⑧により転換価額の調整を行うとき（下限転換価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
- (イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
 - (ロ) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
- 本新株予約権者は、2026年8月11日から2028年8月10日（第13項第(2)号(イ)①乃至③、同(ロ)並びに同(ハ)に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日前）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。
- (イ) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前銀行営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
 - (ロ) 振替機関が必要であると認めた日
 - (ハ) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。
- (6) 本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額

とする。

- (8) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 20 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

- (9) 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使する場合、本項第(5)号記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、第 20 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとする。

- (10) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

- (11) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

- (12) 当社による組織再編行為の場合の承継会社等による新株予約権付社債の承継

当社が組織再編行為を行う場合は、第 13 項第(2)号(イ)①に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)に掲げる内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

- (イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

- (ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

- (ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第 15 項第(3)号(ハ)①(ii)と同様の修正及び第 15 項第(3)号(ハ)②乃至⑧と同様の調整に服する。

- ① 合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- ② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

- (ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

- (ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項第(5)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、本項第(5)号に準ずる制限に服する。

(ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

本項第(6)号に準じて決定する。

(ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(リ) 組織再編行為が生じた場合

本号に準じて決定する。

(ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

16. 特約

(1) 担保提供制限

(イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。

(ロ) 本号(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

また、当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに本社債につき期限の利益を喪失するものとする。

(イ) 第13項の規定に違反したとき。

(ロ) 本項第(1)号の規定に違反したとき。

(ハ) 当社が本新株予約権付社債権者との間で本新株予約権付社債の買取りに関して締結した契約の重要な事項に違反し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。

(ニ) 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。但し、当該社債の金額(邦貨換算後)が100,000,000円を超えない場合は、この限りでない。

(ホ) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が100,000,000円を超え

ない場合は、この限りでない。

- (へ) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (ト) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

17. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

18. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 行使請求受付場所

ReYuu Japan 株式会社 企画管理部

21. 準拠法

日本法

22. その他

- (1) 上記の他、本新株予約権付社債の発行に関して必要な一切の事項の決定は当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上